

財産区有地を売却します

▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

財産区が所有している土地を一般競争入札により売却します。

入札に参加するには、事前に参加申込の手続きが必要で、その際には、町指定様式のほか各種証明書及び返信用切手(402円分)などの提出が必要です。詳しくは、総務グループで配布している応募要領(町ホームページにも掲載)でご確認ください。

▶応募要領配布時間

8:30~17:00(土・日曜日、祝日を除く)

▶参加申込受付期間

1月6日(火)~23日(金)

8:30~17:00(土・日曜日、祝日を除く)

▶入札物件

物件番号	所在地	地目	面積
3	播磨町南野添一丁目66番	宅地	228.27㎡
4	播磨町東野添二丁目121番	宅地	207.81㎡

▶受付場所 総務グループ

宝くじの収益金を活用しました

▶問合せ 住民グループ ☎079(435)2364

古宮連合自治会では、平成26年の秋祭りに合わせて、獅子舞の備品などを新調しました。古宮の獅子舞は、町指定文化財に指定されており、古宮住吉神社秋祭りをはじめ町のイベントに積極的に参加し、住民の皆さまに披露することで、伝統文化の継承に寄与しています。

また、子どもから高齢者までいろんな世代の地域住民が参加する古宮住吉神社秋祭りがより盛大に行われ、地域コミュニティの活性化に大きく寄与しています。

この獅子舞の備品などは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの収益金から助成を受けて新調したものです。



年金

20歳になったら国民年金

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は国民年金の被保険者になります。20歳になればサラリーマンや公務員(第2号被保険者)、またその方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)を除き、国民年金第1号被保険者として加入手続きをすることが必要です。

付書が届きます。

保険料の猶予・免除

国民年金の第1号被保険者の平成26年度の保険料額は、月額1万5,250円です。

学生など収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

●学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下である場合に、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

●若年者納付猶予制度

学生以外の30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

●免除制度

一般の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な場合に、ご本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に、ご本人の申請によって国民年金保険料の納付の全額及び一部が免除される制度です。

申請手続きなど詳しくは、保険年金グループまたは、加古川年金事務所にお問い合わせください。

20歳の誕生日の前月に日本年金機構から送付される「国民年金被保険者資格取得届書」に必要な事項を明記し、お住まいの市区町村役場または年金事務所へ加入手続きをしてください。

後日、年金手帳と保険料納

消防団非常呼集

播磨町消防団は11月9日の夜に非常呼集を実施しました。空気が乾燥して火災が発生しやすいくなる季節を前に、消防団の訓練と住民への啓発を兼ねての訓練です。午後7時過ぎに、町の防災行政無線にて非常呼集がかかると、分団の消防車15台がサイレンを鳴らして続々と蓮池に到着し、合図に合わせて一斉放水を行いました。

▼問合せ 危機管理グループ
☎079 (435) 0991



▲蓮池に向けて一斉放水をしました

消防団員募集中

消防団は、普段職業を持ちながら「自分たちの町は自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全・安心を守るために活動する消防組織のひとつです。

播磨町の消防団員は、現在12分団353人（内女性分団員21人）で、火災発生時の消火活動、地震や風水害の災害発生時の救助・救出活動などに従事し、地域住民の生命・財産を守るために活躍しています。また、災害発生時だけでなく、平常時においても訓練・防災・防火に対する啓発活動を行い、防災力の向上に貢献しています。

播磨町消防団では、このような地域安全の「縁の下」の力持ちとしての消防団員を募集しています。年齢が18歳以上50歳未満で、町内に居住している方であれば居住している地域の分団に入団できます。

▼問合せ 危機管理グループ
☎079 (435) 0991

防災コラム

去年は訓練したから、今年はしなくてもいいですか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

災害発生時、特に大規模災害が発生した場合、普段やっていることができません。場合によっては、地域全体が混乱におちいり、普段していることもできないおそれがあります。まして普段やっていないことは絶対できません。訓練は、繰り返し行うことが重要です。

学生時代に部活動などをご経験された方ならば、初めての試合や発表会の日、緊張して普段の練習どおりにうまくできなかった体験をされた方も多いのではないのでしょうか？毎日一生懸命に練習したことも、場の雰囲気が変わるだけで、頭が真っ白になったり、体がうまく動かず、力が発揮できないことがあるのです。

災害時にもこれと同じことが、私たちの身に起こります。地震などの大災害に遭遇すると、大多数の方が自分の身の回りで何が起きているのか客観的に判断することが難しくなり、視野が狭まってしまうことが指摘されています。言い換えると「頭が真っ白になって、慌ててしまう」状態です。この状態のときのことを後から振り返ると「何を感じたのか、何をしたのかよく覚えていない」という結果になります。

この状態は「失見当」とよばれており、人によって差はありますが、災害発生から10時間前後は、誰もがこのような精神状態におちいると考えられています。

特に地震は突然発生するため、失見当におちいることを防ぐことは難しいと言わざるを得ませんが、あらかじめ「震災時には、どのような人でも頭が真っ白になるのだ」ということを知り、それを自然なこととして受け止めることで、必要以上に慌てず、より早期にそのような状態

を脱し、適切な行動がとりやすくなることが期待できます。

この時、役立つのが普段の防災訓練です。例えば、「津波のときは海拔の高い場所へ避難する」ことは、避難訓練をしていなくても多くの方がご存知だと思います。

では「津波から避難するときは、どこに向かうべきか」、「避難するときどの道を通るか、もしその道がふさがれていたら迂回路はどこなのか」ということまで明確になっているでしょうか？

地震直後は、ただでさえ頭が真っ白になっている状態ですから、このようなことが明確になっていないと、ますます慌ててしまい、適切に避難することが難しくなることが予想されます。

また、私たちは日常的に行っていることであれば覚えていますが、そうでなければ時間の経過とともに記憶も薄れてしまいます。「やるべきこと」をはっきりさせ、「それはどういう手順で実施すればよいのか」をしっかりと身につけるには、やはり防災訓練を繰り返し行うしかないのではないか、と思います。

また、訓練のマナー化を避けるには、例えば自治会の夏まつりで昼食を用意する際、炊出し訓練を行って用意するなど、多くの方が参加する既存の行事に組み込んだり、いくつかの訓練のパターンを考え、年によって訓練の内容をローテーションさせるなどの方法があります。

町では「播磨わくわく講座」という出前講座の制度があります。室内で比較的簡単にできる図上訓練のお手伝いもさせていただいていますので、ぜひご利用ください。

1・17ひょうごメモリアルウォーク2015の参加者募集

▼問合せ ひょうご安全の日推進県民会議事務局 ☎078 (362) 9984

阪神・淡路大震災から20年を迎える平成27年1月17日(土)に、交通機関が途絶した大震災時の追体験を行い、風化しがちな防災意識を新たにするとともに、来るべき災害に備えるため、震災ミニユメント

巡りや緊急時の避難路、救援路として整備されている山手幹線などを歩く「1・17ひょうごメモリアルウォーク2015」を実施します。多くのご参加をお待ちしています。

▼実施日 1月17日(土)

▼実施内容

1. 一般ウォーク

阪神・淡路大震災時を思い起こしながら緊急時の避難路などを歩き、防災意識を新たにするとともに、震災の経験

と教訓を次世代に伝える

2. 子ども(親子)ウォーク

子どもたちが楽しみながら震災や防災を学べる内容のウォークを実施します(西5コースに併設)。対象者は小学生以上とし、小学生は保護者同伴での参加とします

※各コースの詳細は、公式サイトでご確認ください。

▼申込み ひょうご安全の日

公式サイトからダウンロード

した所定の参加申込書により、郵送またはFAXで問い合わせ先へお申し込みください。

ひょうご安全の日公式サイトから直接お申し込みいただくことも可能です。

ひょうご安全の日公式サイト

<http://19950117hyogo.jp/>

▼申込み・問合せ ひょうご安全の日推進県民会議事務局

〒650-8567 神戸市中

央区下山手通5丁目10-1

兵庫県復興支援課内

☎078 (362) 9984

☎078 (362) 4459

もしもに備えて上手に備蓄

防災の中で普段からできることの一つとして「食の備え」があります。

日頃から長期保存可能な食品(缶詰、レトルト、インスタント麺、米、乾物など)を買い置きし、災害時の食の備えに役立てましょう。

播磨町では、災害に備えた家庭での準備は7日分が必要と考えています。

買い置きした食品は賞味期限をチェックし、日頃の食生活で期限の古いものから利用し、なくなったら買い足すことを繰り返し、上手に食糧の備蓄をしましょう。

<備蓄品を使ったレシピ>

●サバ缶ふりかけ



<材料> (作りやすい分量)

さばの水煮缶(190g入).....1缶

土しょうが.....1片

干しいたけ.....小2枚

④しいたけ戻し汁.....大さじ2

⑤酒.....大さじ1

⑥みりん.....大さじ1

⑦砂糖.....小さじ1

しょうゆ.....大さじ1

白いりごま.....大さじ1

<作り方>

①さばの水煮缶は汁気をきる。土しょうがは小さくみじん切りにする

②干しいたけは戻し、石づきを切り落とし、小さくみじん切りにする(戻し汁大さじ2をとっておく)

③フライパンまたは小鍋に①②、④を入れて、数本の菜箸を束にしたもので、さばをほぐし、弱めの中火にかける。全体をほぐし混ぜながら、水分が少なくなるまで炒る

④⑤⑥を加え、さらに炒り混ぜ、水分がなくなり、そぼろ状になったら、白いりごまを加え、ひと混ぜして火を止める

☆日持ちもするので、お弁当にもおすすめです。

▶問合せ

すこやか環境グループ ☎079 (435) 2611